1. はじめに

- ▶ コンセプトの設定
 - ・世界遺産としての普遍的価値の保全の責務(既 存コンセプト)
 - ・屋久島ならではの、遺産地域を包含する島全体 の考え方(屋久島憲章を尊重・引用)

2. 目的→計画の基本的事項

- ▶ 対象範囲を屋久島全島に拡大
- ▶ 計画の期間の明確化(10年程度)

3. 遺産地域の概要

- (1)位置等
- (2) 総説

- ▶ 遺産のOUVの記載
- ▶ 情報のリバイス
- ▶ 地図、表の追加
- (3) 自然環境(ア. 地形・地質 イ. 気候 ウ. 植物 エ. 動物)
- (4) 社会環境(ア. 歴史 イ. 利用状況 ウ. 産業 エ. 土地所有形態)
- (5) 遺産地域内における保護制度等 → 世界自然遺産地域 屋久島

4. 管理の基本方針

- (1)管理の目標
- (2)管理の現状
- (3) 管理にあたって必要な視点
- ▶ 各区分の管理等の基本的考え方を示す。
- ▶ 主に周辺地域では、林業振興とともに、 生物多様性も高めていくような施業のあ り方について言及。

ア. 生態系等の統合的・順応的な管理

- (ア)生態系等の統合的な管理
- (イ)生態系の順応的管理

イ. 広域的、長期的な管理

- (ア)広域的な視点による管理
- (イ) 地域・地球レベルでの調査 研究・モニタリングフィールド
- →長期的な視点による管理
- ▶ 広域的管理について、生態系の 観点だけでなく、観光管理、環 境教育、情報発信等の観点を記
- ▶ イ(イ)調査研究等について、 5. (4) 調査研究・モニタリ ングに統合。

ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした 持続的な利用

- ▶ 屋久島憲章(島の自然と環境が基本的資産。 資産の価値を高めながら活用等)や、エコツーリ ズム推進全体構想(自然資源を保全、環境文 化を継承・活用、持続的な地域づくりへ寄与 等)の考え方を位置付け。
- ▶ 縄文杉については、懸念や課題だけを前面に 出すのではなく、10年の成果を踏まえた前向 きな情報も追加。

エ. 森林と人とのかかわりの 歴史を踏まえた管理

- ▶ 人と森の関わり方についての 記載を分厚く。
- ▶ 山の神の日や小杉谷の位置づ けについて記載。
- ▶ 「環境文化」という考え方を 記載。

オ. 地域や様々な主体との連 携協働

- ▶ 遺産地域の管理に直接関わって いない一般の地域住民への情報 発信、理解促進について記載。
- ▶ 連携・協働・関係人口の増大も 見据えて、島内外の民間企業等 との関係深化を記載。

5. 管理の方策

(1)生態系と自然景観の保全

- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全
- (ア)植物 (イ)動物
- (ウ)西部地域の生態系(新規)
- ウ. 自然景観の保全

<西部地域の生態系>

要性を記載。

<その他全般>

▶ 情報のリバイス

を進めることを記載。

(ア)高層湿原 (イ)ヤクスギの巨樹・ 巨木

▶ 植物や動物といった区分ではなく、照

▶ シカ対策にあたっては、捕獲を特定工

葉樹林-ヤクシカ-ヤクシマザルの関係に

代表される生態系の重要性と保全の必

リアに限定したゾーニング管理とモニ

タリングデータを重視した順応的管理

エ. 外来種や病害虫等への対応

(2)自然の適正な利用

- ア. 基本的な考え方
- イ. 利用の適正化
- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
- (ア)荒川登山道
- (イ)宮之浦岳登山道
- (ウ)宮之浦岳ー縄文杉縦走路
- (エ)太忠岳登山道
- (才)西部地域
- エ、生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理
- オ. エコツーリズムの推進

▶ 山岳部適正利用ビジョンを位置付け、ビジョンを参考とし て必要なワードを引用。

- ▶ 持続的な観光を目指すとともに、保護と利用の好循環の実 現のために、戦略的な誘客と管理に向けた計画を立てるこ とを記載。
- ▶ 公認ガイドの役割と責務を踏まえて、連携構築の重要性に ついて記載。
- ▶ 公認ガイド制度、協力金、マイカー規制等について記載。
- ▶ 西部地域の利用方針として、「屋久島の一周道路整備のあ り方について」(H11.3,屋久島の一周道路整備検討委員 会)における提言に準拠して記載。
- ▶ エコツーリズムについては、全体構想を位置付け。

(3)関係行政機関の体制

(4)(3)調査研究・モニタリング及 び巡視活動

(5)(4)地域との連携・協働

(6)(5)民間企業等との連携・ 協働

- ▶ 一般の地域住民への情報発信と 理解促進について記載。
- ▶ 具体的な取組に関与できるよう な仕掛けづくりについて記載。
- ▶ 屋久島学ソサエティの継続につ いて記載。
- ▶ 連携・協働・関係人口の増大も 見据えて、島内外の民間企業等 との関係深化を記載。

(6)環境教育、情報の発信と普及啓発

- ▶ 環境文化財団の役割、「環境文化」という考え方を記載。
- ▶ 学校との連携・協力も踏まえた体系的な環境教育の推進を記載
- ▶ 関係機関が連携し、屋久島の子供が自然と関わることのできる 機会の創出を記載。
- ▶ 小杉谷について、地元の子供たちが学ぶ機会を充実させるとと もに、教育型エコツアーの造成を図ることについて記載。

(7)情報の発信と普及啓発

- ▶ 関係機関による統一的かつ積極的な情報発信について記載。
- ▶ 民間事業者と連携・協力した多角的な情報発信について記載。
- ▶ 世界遺産が世界と繋がれる制度であることを認識し、自然と人 間が共生するスタイル(100%水力発電、山岳信仰)そのもの を積極的に発信することを記載。
- ▶ 島内への情報発信も推進し、地域住民1人1人が譲歩王発信者に なり得ることを意識しつつ、正確な理解の促進を図ることを記

6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項

- (1) 計画の実施 →関係行政機関の体制
- (2) 計画の見直し→科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との協働型管理体制
- (3)資金